

令和3年(2021年)8月30日

保護者 様

滋賀県立瀬田工業高等学校全日制  
校長 田 中 俊 夫

### 緊急事態宣言下における対応等について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

この度、滋賀県においては、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づき、令和3年8月25日付けで、緊急事態宣言の対象地域となり、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までとすることとされました。

つきましては、教育活動や行事等について、県教育委員会からの通知や、感染拡大防止の観点から下記のとおりとします。

なお、今後の感染状況によっては、再度の変更等があるかもしれませんが、ご理解ご協力のほどよろしく願います。

### 記

#### 1 基本的な考え方について

感染症対策を実施したうえで、授業を実施します。

9月1日(水)～9月10日(金)につきましては、当初のとおり短縮授業(45分×6時間)にて行います。

#### 2 教育活動について

感染症対策(3密の回避、健康観察、教室の換気、マスクの着用、手洗いの励行等)を講じた上で、教育活動を継続します。ただし、なお感染のリスクの高い学習活動については、内容の変更または一時停止をいたします。

#### 3 学校行事等について

感染症対策を行った上で、校内で実施する行事のみとします。ただし、進路指導や資格取得に係る活動については、時期が限定されるため、感染症対策を行った上で、実施いたします。

#### 4 その他の活動について

部活動については、原則中止いたします。ただし、全国・近畿大会および同予選や高体連・高文連等主催の公式試合・コンクールへ参加する場合は、大会初日4週間前から、感染症対策を行った上で、校内での2時間以内の活動を可とします。

#### 5 ご家庭へのお願い

登校前、必ず検温をしていただき、発熱・風邪様症状などがないかの健康観察をお願いいたします。異常が認められた場合には連絡をお願いいたします。ご家庭でも普段から、より一層の感染症対策のご協力をよろしくお願いいたします。